

京都市火災予防条例の一部を改正する条例（平成16年10月28日京都市条例第21号）（消防局予防部予防課）

消防組織法及び消防法の一部を改正する法律（平成15年法律第84号。以下「改正消防法」といいます。）の施行等に伴い、次のとおり、必要な措置を講じることとしました。

### 1 消防用設備等に関する基準の特例に係る事項

改正消防法の施行により、消防用設備等の技術上の基準に性能規定（一定の性能さえ満たせば、多様な方法を採用することができる規制の方式をいいます。）が導入されたことに伴い、通常用いられる消防用設備等と同等以上の性能を有する消防の用に供する設備等には条例により設置を義務付けられる消防用設備等の基準を適用しないこととしました。

### 2 消防用設備等の管理に係る事項

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成16年総務省令第93号）の施行により一定の高層の建築物等に設置される屋内消火栓設備等については、防災センター（当該建築物等に設置される防災センターをいいます。以下同じ。）等に総合操作盤を設けることとされたことに伴い、防災センターにおいて総合操作盤等により消防用設備等を管理するとともに、防災センターに当該総合操作盤等の設置等を義務付けられる防火対象物の範囲を拡大することとしました。

### 3 喫煙所の設置に係る事項

近年における国民の喫煙率の低下及び喫煙に関する意識の変化に対応するため、劇場、百貨店等に喫煙所を設けない場合にはその旨を表示した標識の設置等を義務付けるとともに、劇場等の喫煙所の床面積に係る基準を削除することとしました。

#### 4 劇場等の客席に係る事項

建築物の多様化に伴い、様々な形態の劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（以下「劇場等」といいます。）の建築が見込まれるため、劇場等の客席に係る基準の一部に適用されていた当該基準の特例の対象を拡大し、当該基準の全部又は一部について、消防長又は消防署長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときは、適用しないこととしました。

この条例は、平成16年10月28日から施行することとしました。ただし、上記3の改正は平成17年1月1日から施行することとしました。

なお、平成16年10月28日において現に存する防火対象物又は新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中である防火対象物における消防用設備等の作動表示装置、操作装置等のうち、2に適合しないものについては、なお従前の例によることとしています。

京都市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年10月28日

京都市長 榊本頼兼

京都市条例第21号

京都市火災予防条例の一部を改正する条例

京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 令別表第1に掲げる防火対象物で指定場所を有するものにおいて喫煙所を設けるときは、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 適当な数の吸い殻容器を設置すること。

(2) 「喫煙所」と表示した標識を設けること。この場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第2に定めるものとしなければならない。

(3) 指定場所を有する防火対象物が劇場等であるときは、喫煙所は、客席及び廊下（当該客席及び廊下のうち消防長又は消防署長が避難上支障がないと認める部分を除く。）以外の場所に設けること。

4 令別表第1に掲げる防火対象物で指定場所を有するものにおいて喫煙所を設けないときは、当該防火対象物内を禁煙とする旨を表示した標識の設置その他の当該防火対象物内における禁煙を確保するため火災予防上必要な措置を講じなければならない。

第24条の2第2項中「前条第3項」を「前条第3項第1号及び第2号」に、「喫煙場所」を「喫煙所」に改め、同条第3項中「前条第4項」を「前条第3項第3号」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前条第4項の規定は、特定部分を有する防火対象物において喫煙所を設けない場

合について準用する。

第46条中「または」を「又は」に、「及び」を「若しくは」に、「止める」を「とどめる」に、「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」を「この章の規定により設置し、及び維持しなければならない消防用設備等に代えて、令第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」に改め、「において」を削る。

第46条の4の見出し中「消防用設備等」の右に「又は特殊消防用設備等」を加え、同条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「における消防用設備等の作動表示装置、操作装置等は、常時、監視し、及び操作することができる場所（以下「」を「の関係者は、」に、「」という」を「（規則第3条第8項に規定する防災センターをいう。以下同じ）」に、「において、集中して」を「規則第3条第8項に規定する総合操作盤（これに類する設備を設置する場合にあっては、当該総合操作盤及び当該設備）を設置し、及び消防用設備等又は特殊消防用設備等（法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等をいう。以下同じ。）を」に改め、同項第1号ア及びイ中「階数」を「地階を除く階数」に改め、同号に次のように加える。

ウ 地階の床面積の合計が5,000平方メートル以上であるもの

第46条の4第1項第3号中「同表（5）項口、（16の3）項及び（18）項」を「同表（16の2）項」に、「延べ面積が50,000平方メートル以上である」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 地階を除く階数が15以上で、かつ、延べ面積が30,000平方メートル以上であるもの

イ 延べ面積が50,000平方メートル以上であるもの

第46条の4第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第4号及び第5号中「消防用設備等」の右に「又は特殊消防用設備等」を加える。

第47条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号ただし書を削り、同条第5号中「。ただし、消防長又は消防署長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときは、この限りでない」を削る。

第48条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号ただし書を削り、同条第4号中「。ただし、消防長又は消防署長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときは、この限りでない」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(劇場等の客席に係る基準の特例)

第48条の2 前2条の規定の全部又は一部は、消防長又は消防署長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときは、適用しない。

第53条中「第48条」の右に「第48条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第24条及び第24条の2の改正規定は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における消防用設備等の作動表示装置、操作装置等のうち、この条例による改正後の京都市火災予防条例第46条の4の規定に適合しないものについては、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(消防局予防部予防課)